

(別記1)

新規就農者農地確保支援事業

第1 趣旨

本県農業の次代を担う新規就農者の農地確保及び営農開始時の経営負担の軽減を図り、農業経営の早期の確立を支援するため、その経営の基盤が安定するまでの間、無償で農用地（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理法」という。）第2条第2項及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第4条第1項に規定する土地をいう。以下同じ）を貸し付ける新規就農者農地確保支援事業（以下「本事業」という。）を実施する。

第2 事業の対象者

本事業の対象者は、原則として認定就農者（基盤強化法第14条の4に基づき、青年等就農計画を認定された者をいう。）の内、県公社から本事業に係る農地を借り受けた時点において、就農後3年以内の者とする。

この場合において、就農の起算日は、青年等就農計画に記載された農業経営開始日とする。

第3 事業実施の原則

- 1 県公社は、関係団体等と連携し、円滑な事業実施を図るものとする。
- 2 市町は、事業対象者の経営状況及び農地の状況について随時確認し、関係団体等との連携の元、必要に応じて事業対象者の経営指導等を行うものとする。
- 3 農用地の貸借においては、原則として農地中間管理事業（中間管理法第2条第3項）の活用を図るものとし、貸付期間は原則として6年以上とする。

第4 賃貸借料

県公社が本事業を実施する際の農用地の賃貸借料については、農地中間管理事業実施規程に定めるところによる。

第5 助成措置

- 1 県は、予算の範囲内において、県公社が本事業に供するため借り受けた農用地の利用料の支払いに要する経費に対し、当該農用地が所在する市町が当該経費の2分の1を負担したときは、当該経費の2分の1に相当する額を補助するものとする。
- 2 県が補助を行うことができる期間は、5年間分を限度として、貸付期間の初めの2分の1以内の期間までとする。

第6 申請手続

- 1 本事業による助成措置の適用を受けることを希望する者（以下「事業参加希望者」という。）は、事業参加申請書（別記1様式第1号）に青年等就農計画、青年等就農計画認定通知書の写し及び当該農用地が所在する市町の長の意見書（参考様式）を添付して県公社に提出する。
- 2 県公社は、申請内容を審査の上、その内容が適切と認められ、かつ県及び市町の助成措置が受けられると判断される場合には、当該申請を承認し、事業参加希望者に事業参加承認書（別記1様式第2号）により通知する。
- 3 事業参加希望者が事業参加申請書や青年等就農計画の記載事項を変更するとき（基盤強化法第14条の5第1項の規定に該当する場合は、1及び2の規定を準用するものとする。

第7 利用状況報告

事業対象者は、当該農地の利用状況等について、借受農地利用状況報告書（別記1様式第3号）を作成し、毎年度3月末までに県公社に報告するものとする。ただし、農地中間管理事業により農地を借り受けた事業対象者は、中間管理法第21条の報告によりこれに代えることができる。

第8 事業の取消し

事業対象者が災害による農地の崩壊、病気、入院、死亡等による契約の解除その他やむを得ないと判断される事情により農業経営を中止して事業を取り止める場合は、あらかじめ事業取消申請書（別記1様式第4号）を県公社に提出し、その承認を得るものとする。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

新規就農者農地確保支援事業の運用について

1 認定就農者に認定見込みの者について

県公社から農地を借り受けた後、青年等就農計画の認定を受けていない者が事業参加を希望する場合、参加希望年度内に青年等就農計画の認定が見込まれ、かつ市町が助成措置を行う見込みである場合は、本事業の対象者とすることができるものとする。

別記1様式第1号

年度新規就農者農地確保支援事業参加（変更）申請書

年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

申請者 住所
氏名 印

農地中間管理推進事業実施要綱別記1第6の1の規定に基づき、新規就農者農地確保支援事業の適用を受けたいので申請します。

（ 年 月 日付け 第 号で承認通知のあった新規就農者農地確保支援事業の内容を変更したいので、農地中間管理推進事業実施要綱別記1第6の3の規定に基づき申請します。 ）

添付書類

- ・ 青年等就農計画
- ・ 青年等就農計画認定通知書の写し
- ・ 市(町)長の意見書

番 号
年 月 日

(申請者名)様

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長 ○○○○ 印

年度新規就農者農地確保支援事業参加承認書

年 月 日付けで参加申請のありました 年度新規就農者農地確保支援事業参加申請について、農地中間管理推進事業実施要綱別記1第6の2の規定に基づき下記のとおり承認しましたのでお知らせします。

年 月 日付けで変更申請のありました新規就農者農地確保支援事業について、農地中間管理推進事業実施要綱別記1第6の3の規定に基づき変更を承認しましたのでお知らせします。

記

1 事業対象となる土地

筆 数	面 積	貸付期間	賃借料
合計 筆	合計 m ²	年 月 日 ～ 年 月 日	合計年額 円

2 助成措置について

年度分～ 年度分までの賃借料は無償とする見込みです。

なお、県及び市町の予算確保状況により、助成措置は変更または中止される場合があります。

別記 1 様式第 3 号

年度新規就農者農地確保支援事業利用状況報告書

年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

申請者 住所
氏名

農地中間管理推進事業実施要綱別記 1 第 7 の規定に基づき、 年度の利用状況について別添のとおり報告します。

別記 1 様式第 4 号

新規就農者農地確保支援事業取消申請書

年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

申請者 住所
氏名 印

農地中間管理推進事業実施要綱別記 1 第 8 の規定により、下記の理由により新規就農者農地確保支援事業の取消しを申請します。

記

事業取消 予定年月日	年 月 日
事業取消の理由	
未払い賃借料 及び施設撤去 等の対応につ いて	(未払い賃借料) (施設撤去等)

注 各項目を必ず記入することとし、特に賃借料及び施設撤去については詳細な内容を記入すること。

別記1 参考様式

年度新規就農者農地確保支援事業参加申請に係る意見書

番 号
年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

市(町)長

1 事業参加希望者

住 所	〒 ー
ふりがな 氏 名	

2 事業適用条件に係る意見

農業経営開始日	年 月 日
青年等就農計画認定日	年 月 日
賃借料の1/2に相当する 額の確保見込み	年度分から 年度分までを負担する見込み
その他意見	

注 農業経営開始日、青年等就農計画認定日が確定していない場合は
見込日を記載